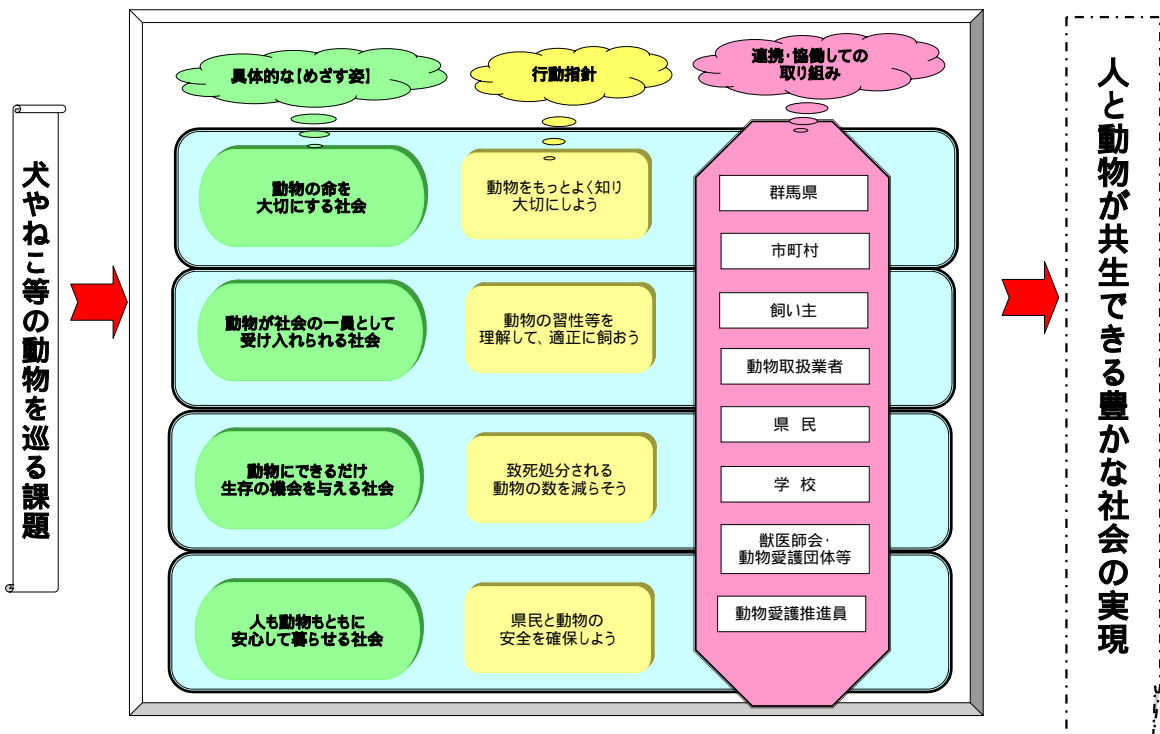


第3章 計画の目標と実現に向けての連携

1 計画のめざす社会

本計画では、本県の現状と課題を踏まえ、「人と動物が共生できる豊かな社会の実現」を目標とし、具体的なめざす姿と今後の【行動指針】を定めるとともに、10年後の【数値目標】を設定し、各種取り組みの推進を図ります。



(1) 具体的なめざす姿と行動指針

〈めざす姿 1〉動物の命を大切にす社会

【行動指針 1】動物をもっとよく知り大切にしよう

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。

子どもの頃から動物に親しみ、適正な飼養に関わることにより、動物に対する愛護と生命を尊重する態度を育てること、さらには、生涯を通じて、動物の愛護と適正な飼養への関心と理解を深めていくことが重要となります。

【めざす姿 2】 動物が地域の一員として受け入れられる社会

【行動指針 2】 動物の習性等を理解して、適正に飼おう

動物が人とともに生活する存在として地域に受け入れられるためには、その飼養及び保管を適切に行うことが求められています。

適正な飼養及び保管を行うことにより、動物の遺棄や周辺への迷惑や危害の防止、さらには引取り数や苦情の減少等につながります。

【めざす姿 3】 動物にできるだけ生存の機会を与える社会

【行動指針 3】 致死処分される動物の数を減らそう

収容犬や家庭の事情によりやむを得ず県が引き取った犬・ねこは、その多くが致死処分されているのが現状です。

これらの動物の命を少しでも多く救うためには、飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡をさらに推進すること等が必要となります。

【めざす姿 4】 人も動物もともに安心して暮らせる社会

【行動指針 4】 県民と動物の安全を確保しよう

ペットの種類が多様化し、家族の一員として暮らす形態が広まる中で、人と動物の共通感染症の発生が危惧され、それらへの対策の必要性が増しています。

また、災害発生時に備え被災動物の救護体制等についても整備する必要があります。

(2) 数値目標

指 標	平成29年度目標 (H18年度対比)	平成18年度実績
犬・ねこの引取り数	50%の減少	3,792頭
犬・ねこの苦情件数	20%の減少	13,466件
犬の返還・譲渡率	30%	13.9%
動物愛護推進員の委嘱数	100名	0名

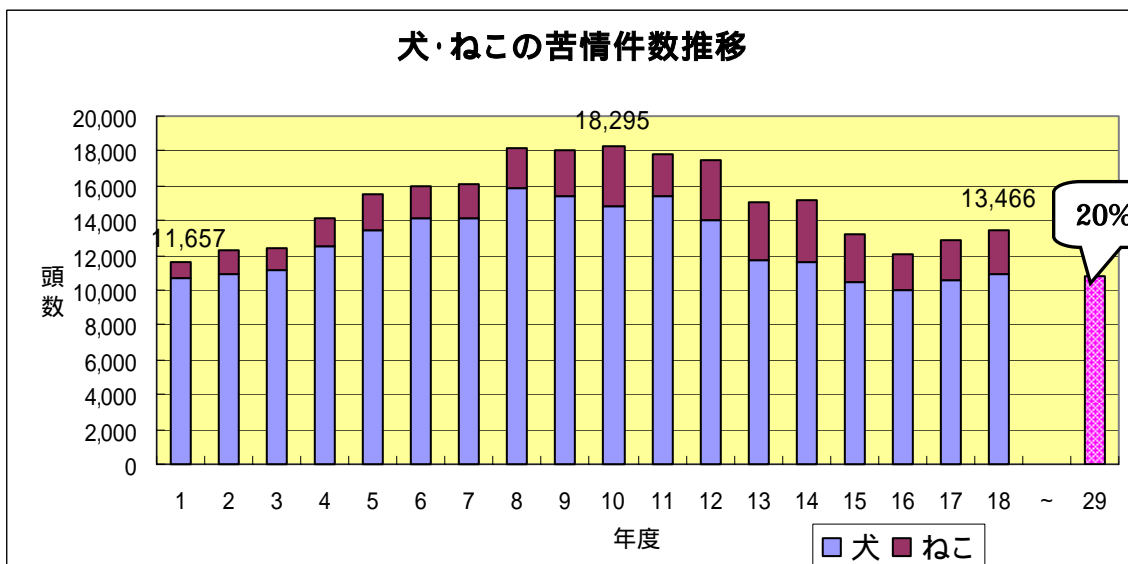
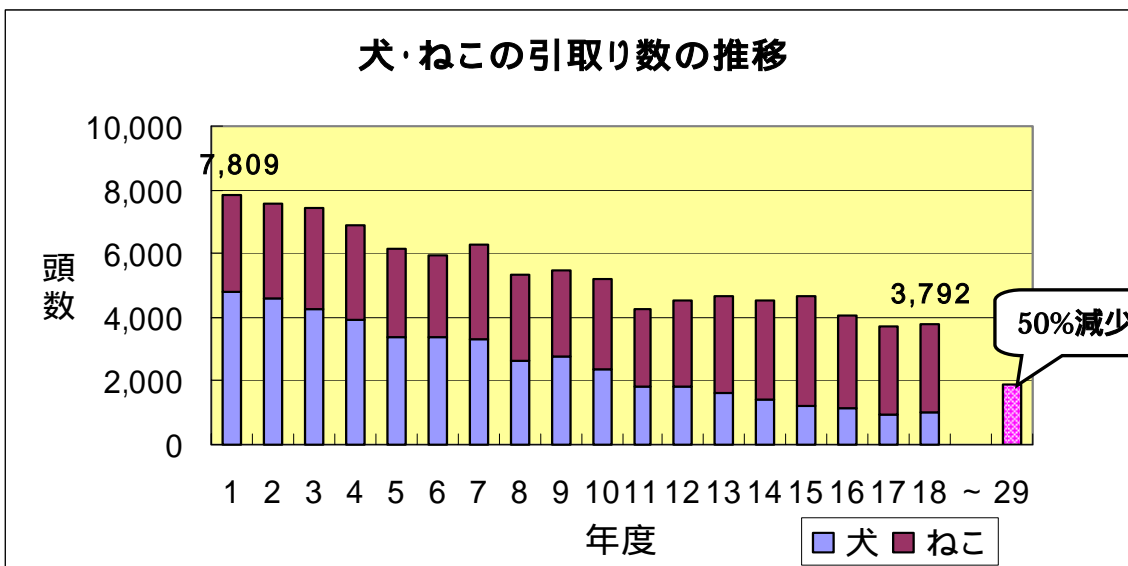
平成18年度の実績を基準とし、10年後の数値目標を設定しました。

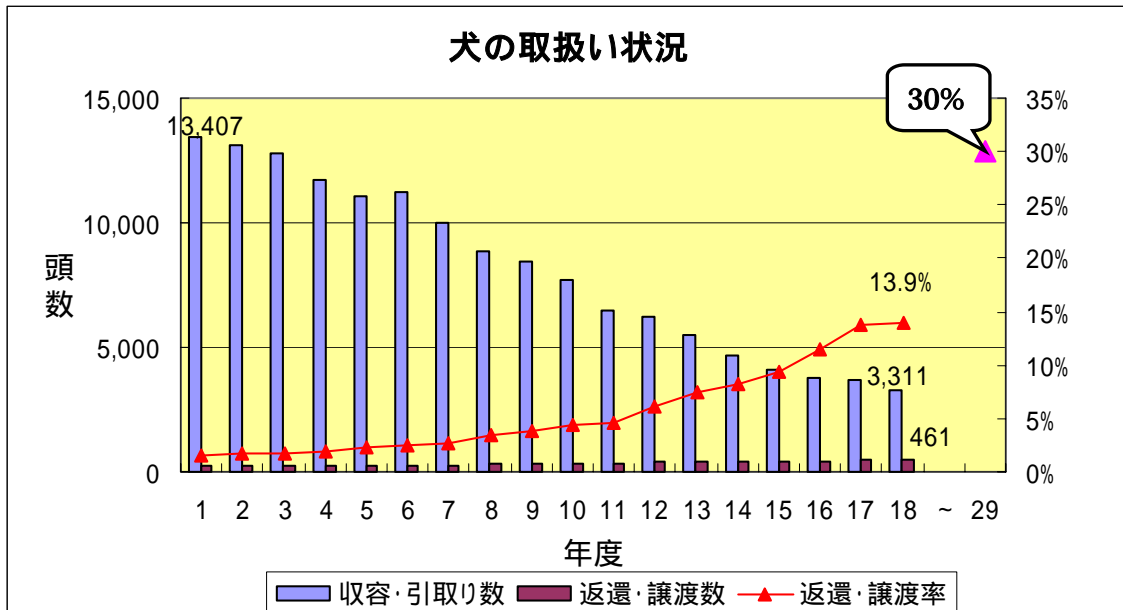
犬・ねこの引取り数については、基本指針に準拠し、半減することを目標としました。

犬・ねこの苦情件数については、県条例施行年度である平成元年度の11,600件余りに匹敵する20%の減少を目標としました。

犬の返還・譲渡率については、平成18年度の基準の概ね倍である30%とすることを目標としました。

動物愛護推進員の委嘱数については、県民の中から動物愛護推進にご尽力いただける方100名に委嘱することを目標としました。





2 関係機関・団体等の連携・協働

動物を巡る諸問題の解決には、行政、飼い主、県民、動物愛護団体等が、共通認識を持ち、それぞれの役割を分担しながら連携・協働による取り組みを推進していくことが必要となります。

(1) 群馬県の役割

動物愛護及び管理に関する基本的な方向性を示し、広域的かつ統一的な事業の計画・実施、普及啓発、情報の発信、危機管理対応等を行うとともに、市町村や関係団体等の活動に対しての支援を実施する等、本計画の着実な進行を図っていきます。

(2) 市町村の役割

地方公共団体は、法の中で、動物愛護と適正な飼養に関する普及啓発、動物の飼養及び保管について適正な指導等を行うことが求められています。

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであることから、課題解決のためには、地域の実情に応じた取り組みが必要であり、なかでも、市町村は、動物の愛護及び適正飼養に関する飼い主の社会的責任の自覚を促すとともに、動物愛護活動の支援等を行うことにより、地域住民の相互理解を促進していくことが期待されます。

また、災害発生時には、関係機関と協力し被災動物への適切な対策を講ずる必要があります。

(3) 飼い主の役割

法令を遵守し、かつ、動物の生態、習性、生理を理解し、愛情を持って終生飼養に努める必要があります。

また、ふんの放置やリードをはずしての犬の散歩等、動物に関するトラブルの多くは、飼い主のモラルやマナーの欠如に起因すると考えられることから、飼い主としての責任を自覚した行動を取ることが求められています。

(4) 動物取扱業者の役割

法令を遵守し、自ら適正な飼養及び管理を行う飼養者としての責任を果たすとともに、飼い主への適切な助言等を積極的に行う社会的な役割を担っています。

さらに、地域における動物の適正飼養及び管理のアドバイザーとしても期待されます。

(5) 県民の役割

県民は、動物の愛護に努めるとともに、県や市町村が行う動物の愛護及び管理に関する取り組みに協力することが求められています。

また、県民が動物に対して抱く意識や感情は千差万別であることから、相互に理解を深め、「人と動物が共生できる豊かな社会」の実現に向けて協力していくことが期待されます。

(6) 学校の役割

動物と接する機会の多い小学校等では、動物とのふれあいや飼養体験等を通じた教育活動により、子どもの動物愛護の気持ちを育てる役割を担っています。

(7) 獣医師会、動物愛護団体等の役割

本計画の推進への積極的な支援・協力や、それぞれの活動を通じて、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすこと等が期待されます。

(8) 動物愛護推進員の役割

動物の愛護と適正な飼養管理に関する知識と熱意を持つ県民の中から知事が委嘱する動物愛護推進員は、地域の動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待され、法により次の活動を行うこととされています。

- 犬、ねこ等の動物の愛護と適正飼養の重要性について住民への普及啓発
- 住民の求めに応じた、犬、ねこ等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
- 住民の求めに応じた、犬・ねこ等に適正な飼養を受ける機会を与えるための助言・支援
- 行政の動物愛護管理施策への協力